



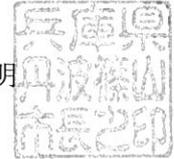
丹波農委第 94号

令和5年 6月13日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
農業委員会事務局
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和4年9月7日～令和5年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	農業委員会
対象事項	(意見) 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による耕作放棄地の解消に向けた取り組み強化について
指摘等内容	平成30年度の定期監査においても農地利用の最適化の推進について意見したが、高齢化や後継者不在が進み、担い手不足や不在地主等による耕作放棄地が市内で散見される。大規模農家や集落営農組織への農地の集約化など、他市町の取り組み事例を参考に市の農政部局や農業関連団体との連携をこれまで以上に強めて、耕作放棄地の解消につなげる取り組みを強化されたい。
改善措置通知日	令和5年6月13日 改善措置通知
改善措置内容	<p>現在、本市の農業において、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題が発生しています。</p> <p>「人・農地プラン」は、平成25年から、農業・農村を持続・再生させていくことを目標として、集落・地域が抱えるこれらの人と農地の問題を一体的に解決するため、5年後・10年後を見据えて農業者が話し合いを行い、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化した「未来の設計図」として作成するものとして位置づけられてきました。</p> <p>そして、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「地域計画」として、法定化され、今後2か年で市内全農家集落において策定しなければなりません。</p> <p>については、農業委員会としても、市長部局等と連携し地域計画策定の推進に取り組み、集落・地域が抱える耕作放棄地の解消等農地利用の最適化の推進に努めます。</p>
改善措置公表日	

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。